

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業（岩手県沿岸地域） 公募要領

令和元年5月15日
復興庁岩手復興局

1. 事業の趣旨

復興・創生期間に入り、復興の新たなステージを迎えつつある東北では、インフラや住宅等の復旧は一定程度進みつつあり、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要である。観光業は地域産業全体に影響を与える裾野の広い産業であり、観光復興が東北の産業・生業再生の柱となることが期待されている。しかしながら、東北の観光産業は全国的なインバウンド急増の流れから未だ遅れをとっており、観光復興は道半ばとなっている。

岩手県においては、平成29年の「岩手県観光統計」によると、岩手県沿岸地域（12市町村）の観光客入込は県全体の20%程度を占める一方、外国人観光客は県全体の3.5%程度にとどまっており、ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、復興・創生期間後を見据え、引き続き岩手県沿岸地域の観光復興に向けた取組をすすめる必要がある。

岩手県沿岸地域の観光復興のためには、正確な情報発信だけではなく、個々の外国人が実際に岩手県沿岸地域を訪れ、体験してもらい、魅力ある情報を拡散させることで、岩手県沿岸地域への外国人（国内在住者を含む）旅行者を増やし、交流人口を拡大させる必要がある。

本事業は、岩手復興局が平成29年度に実施した「岩手県を中心とした北東北インバウンド誘客推進調査・検討等業務」や、30年度に実施した「岩手県を中心とした北東北インバウンド交流拡大モデル事業」、「岩手県沿岸地域における防災・復興コンテンツを活用した交流拡大モデル事業」等を踏まえ、岩手県沿岸地域の関係者とも引き続き連携しながら、外国人の交流人口拡大に係る課題の解決にも資する旅行商品や学生交流、企業向け研修プログラムなど、国内外の外国人が岩手県沿岸地域を訪れるプログラムを造成し、実際にプログラムを販売することで市場の評価を通じた実証を行い、持続的な岩手県沿岸地域への外国人の交流人口拡大を図ることを目指す。

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、提案書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものである。所要の選定手続を経て、対象事業を選定した後、当該事業の提案団体と契約を締結し、国による調査として実施することとしている。

また、外部協力者への再委託又は共同実施の提案を行う場合、事業の総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託等することはできない。

以下の事項に留意の上、提案を行うこと。

※なお、選定結果の通知後も、会計法令に基づく契約手続が完了するまでの間は、何ら復興庁と契約関係が生ずるものではない。

(1) 募集する提案の内容

以下のテーマで募集する。

① 例：各種需要への対応強化に向けたインバウンド交流拡大モデル事業（仮称）

※既存の資源を磨き上げ、高めることを主とする事業

【背景】

30年度岩手復興局事業「岩手県沿岸地域における防災・復興コンテンツを活用した交流拡大モデル事業」において、他地域との差別化を図る取り組みの一環として防災・復興関連に特化した事業を実施した。

元年度の本事業では過年度事業の実施内容等を踏まえ、岩手県沿岸地域ならではのテーマについて発掘・深掘しつつ、各種需要への対応や「ブランド化」を意識した取り組みを支援予定。

例えば、防災・復興関連のコンテンツについては教育旅行や専門家向けのツアーの可能性が示されており、豊富な食資源は今後外国人向けの訴求が見込まれ、体験コンテンツについては台湾の旅行会社からも要望があるなど、これらへの取り組みは他地域との差別化に加え、岩手県沿岸地域の産業・生業の復興にも資すると思われる。そこで、本事業においてこうした観光コンテンツの「ブランド化」を図るとともに、これまで復興事業で整備された施設の活用等も意識しつつ、復興・創生期間後に向け、各種需要への対応強化を通じ、旅行商品の造成・販売・送客につなげ、ビジネスモデルの確立を図る。

② 例：販路拡大や連携強化に向けたインバウンド交流拡大モデル事業（仮称）

※販路拡大及び連携強化を主とする事業

【背景】

30年度岩手復興局事業「岩手県を中心とした北東北インバウンド交流拡大モデル事業」において、台湾・台中市の旅行会社との関係が生まれ、岩手県沿岸地域の関係者からも台湾との関係強化に向けた引き続きの支援の声があるところ。

元年度の本事業では過年度事業の実施内容等を踏まえ、引き続き台湾市場との関係強化を実施するとともに、周辺の東アジアや東南アジア、将来的には欧米豪等の他市場やFIT等についても検討を行うなど、新たな市場・販路についても開拓しつつ、地元の関係者の機運醸成や意識啓発、「チーム化」を意識した取り組みを支援予定。

例えば、プロモーションを実施する場合であれば、岩手県沿岸地域の関係者が官民連携して自主的に集い、方針や手法等について自主的に考え、行動する場を本事業において創出し、それらを自走させるようにするなど、復興・創生期間後に向け、販路

拡大や連携強化を通じ、旅行商品の造成・販売・送客につなげ、ビジネスモデルの確立を図る。

選定に係る要件（各テーマ共通）

- ① 取組の過程において、岩手県沿岸地域における外国人交流人口拡大に係る課題を解決する提案であること。
- ② 本事業が終了した後も、持続的に実施することを想定した取組であること。
- ③ 既存の商品やサービスの普及ではなく、民間事業者だけでは着手が難しい、外国人交流人口を拡大させる新たな付加価値やサービスを盛り込んだ新たなビジネスモデルの提案であること。

(2) 事業の選定基準

事業の選定は、提案内容を踏まえ、次のような観点から選定する。

- ① 設定した課題の解決が岩手県沿岸地域の外国人交流人口拡大にどの程度資するものであるか。また、岩手県沿岸地域の実情を踏まえているか。（課題設定の意義・合理性）
※民間で実施できない事情等、国が採択すべき合理性・意義等を説明すること。
- ② 提案事業の実施が岩手県沿岸地域の外国人交流人口拡大にどの程度影響を与えるものであるか。また、岩手県沿岸地域の関係者の機運醸成・意識啓発等に資するものであるか。（インパクト）
※課題の困難さを踏まえ判断できるよう、成果指標の説明等を工夫すること。
- ③ 提案事業の実現可能性はどのように担保されているか。また、提案事業者の実施体制はどのように担保されているか。（実現可能性）
※特に、外国人観光客への販路が確保できる見込みがあるかどうか留意すること。
- ④ 造成したプログラム販売等の一連の取組を事業終了後も継続できるか。（持続性）
※中長期にわたる事業展開の方向性があるかどうか留意すること。
- ⑤ 提案事業の内容に、新たな試みとして実施する要素が含まれているか。（新規性）
※既存商品を販売する、プロモーションを実施するだけ等の事業は認められない。
※復興庁で平成28年度～平成30年度に実施した「新しい東北」交流拡大モデル事業において実施した事業と類似した提案については、それらに加えてモデル事業として採択すべき新たな要素が含まれているか明示した上で提案すること。
※年度内に構築した新たなモデルやノウハウの年度終了後の取り扱いについて、想定する波及先に関する具体的な記載があるか留意すること。
- ⑥ 提案事業者が地域の多種多様な主体を巻き込み、協業するものであるか。また、東北地方において継続的な活動の実績があるか。（地域との協業）
- ⑦ 提案事業者が岩手県や東北地方に根差した事業者であるか。（地域性）
※提案事業者の本社等の拠点が岩手県内又は東北地方に存在しており、当該拠点が提案した事業の企画・実施業務を主体的に行うものであるか留意すること。（なお、提案事業者の本社等の拠点が岩手県内又は東北地方に存在していない場合は必ずしも選定しないというわけではない。）

(3) 本事業で支出する経費の範囲

本事業で支出する経費は、各種プログラムの造成・販売段階におけるソフト面の取組に係る経費である。（人件費、旅費、商品のプロモーション費用等）

※なお、1つの提案について最大2,250万円程度の予算額を想定。最終的な金額決定は全体調整を行ったうえで行う。(提案の選定は2件を予定)

※プログラム参加に支払う対価等を割り引くための経費の支出は認めない。

【支出対象とならない経費の例】

例えば、以下に掲げる経費は支出対象とはならない。

- ① 施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費（いわゆるハード事業。ただし、消耗品の購入やリースは可）
- ② イベント等の実施だけを目的とした経費
- ③ 策定だけで終わってしまう地域ビジョンの取りまとめに係る経費
- ④ 提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費（提案団体において従前から実施している活動の運営経費等）
- ⑤ 実施期間外の活動に係る経費
- ⑥ 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業と重複補助にならぬよう、負担区分が明確になるよう注意すること） 等

(4)実施期間

本事業の実施期間は、契約の締結日から令和2年3月27日（金）までとする。

4. 本事業で実施する内容

事業期間内に以下の項目を実施する。ただし、①及び②は、提案段階において相当程度完成していることを前提としており、⑥は事業年度終了後も対応するものとする。

① 定量的な成果目標の設定

旅行商品、プログラム等の造成・販売を通じて、交流人口拡大にどの程度貢献できたのかを検証するため、測定可能な（事業の成果として合理的に推定可能なものを含む。）定量的な成果目標（例：送客人数、宿泊日数等）を設定すること。

※努力目標であり、未達成により単純に契約金額が減少するものではないが、契約解除等の判断要素となることを踏まえつつ、3.（2）②との関係も留意しながら実現可能な数値を設定すること。

② 仮説の設定

岩手県沿岸地域における外国人交流人口拡大の妨げとなっている課題を認識し、その課題を解決した上で交流人口の拡大につながるビジネスモデルの仮説を立てる。

③ プログラムの造成・販売、受入環境整備

②の仮説に基づき、岩手県沿岸地域の外国人交流人口拡大につながるプログラムを造成・販売すること。造成・販売の実施にあたり、必要に応じて受入環境の整備についても取り組むこと。プログラムの造成・販売は岩手県沿岸地域のみで実施する必要はなく、岩手県沿岸地域以外の地域を含めたものも対象となるが、岩手県沿岸地域の外国人交流人口拡大に、より大きな効果を得られるものが望ましい。

④ プロモーション・情報発信等の実施

プログラムの販売にあたっては、設定したターゲットに応じて目標を立てて、必要に応じて国内外でプロモーション・情報発信等を実施すること。

⑤ プログラムの内容の改善

③で造成したプログラム等の販売成果を踏まえ、更なる岩手県沿岸地域の外国人交流人口拡大につながるよう、プログラムの改善等を事業期間内に実施すること。

⑥ 情報発信への協力

本事業での取組内容、状況、結果等について、復興庁等が国内外に情報発信するために必要な資料の提供、ヒアリングや取材対応等に協力すること。

⑦ 報告会での発表

年度末までに開催する報告会（関係省庁、地方公共団体、メディア、外国人等の出席を想定）に参加し、本事業での取組内容、成果等について報告すること。報告会の詳細は、後日復興庁が提示する内容に従うこと。

⑧ 報告書の作成

①～⑦を踏まえ、取組の成果検証等を含んだ報告書を作成すること。

※なお、復興庁は、報告書及び報告会における発表の一部又は全部をホームページ等で公表することができるものとする。

⑨ 進捗状況の報告

本事業の実施にあたっては、進捗状況を定期的に報告等、復興庁と緊密に連絡を取ること。（事業期間中、少なくとも2週間に1回程度は進捗状況を報告すること。）

5. 応募に際しての必要書類

様式1から様式5（A4判）に示すとおり。提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について概要資料又は詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

なお、様式については、復興庁ホームページ（以下のリンク先）から提案書様式ファイルをダウンロードすること。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-19/20160119130009.html>

① 様式1（Excel形式）：提案書

次の事項について記載すること。

ア 提案名

イ 提案者についての情報

ウ 主な実施地域

※選定後、記載しなかった地域での取組を制限するものではない

エ 事業の内容及び取り組むテーマ

オ 本事業を提案するに至った経緯・問題意識

カ 本事業を実施した結果どのようなプロセスを経て交流人口の拡大に貢献するか

キ 交流人口拡大に向けた取組を事業終了後にどのように継続させていくか

ク 事業の中で新たな試みとして実施する要素

ケ 定量的な成果目標

コ 連携して取組を進める関係者／地域関係者／役割分担／担当者名、連絡先

サ 個々の関係者における類似取組の実績

シ 再委託先（再委託が必要な場合）

② 様式2（Excel形式）：費用積算書

事業の実施に必要な経費を、取組毎に記入すること。

③ 様式3（Excel形式）：スケジュール表

事業実施に係る各取組の実施スケジュールについて、取組毎に分けて記載すること。

その際、想定する成果指標等の達成状況についてもあわせて記載すること。

④ 様式4（PowerPoint形式）：提案の概要図

様式1で記載した内容について、要点のみ簡潔に、1枚にまとめて記入すること（文

字のフォントサイズは 12 ポイント以上とすること。)

⑤ 様式 5 (Word 形式) : 誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書(提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体の誓約書のみ)を、記名・押印の上、提出すること。

6. 公募期間・提案書類提出方法

(1) 公募期間

① 公募期間

令和元年 5 月 15 日 (水) ~ 令和元年 6 月 12 日 (水)

② 公募締切

令和元年 6 月 12 日 (水) 17:00

(2) 提案書類提出方法

以下の提出物について、下記送付先に原則郵送※(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)で提出すること。

※宅配便または持参による提出も可能とする。

郵送の場合、封筒の表に「令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業(岩手県沿岸地域)提案書在中」と記載し、送付すること。

令和元年 6 月 12 日 (水) 17:00 必着

(3) 提出物

① 紙媒体 10 部(原紙 1 セット、コピー 9 セット)

※提出書類はホチキス止めをしないこと。

② 電子媒体 1 部(光ディスク(CD-R 又は DVD-R ディスク))

※様式 5 は不要。

③ 全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し 1 部

④ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定)」、
「次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)」、
「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースユール認定)」に関する
認定書がある場合は、当該認定書の写し 1 部

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」
「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限る。

(4) 提出先

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 6 階

復興庁岩手復興局 観光・調整班 小林 宛

電話 019-654-6609

電子メール hironori.kobayashi.w7v@cas.go.jp

7. 企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。企画提案書を提出する者は、原則として、当該説明会に参加することとする。参加の際は、事前に上記 6 (4) の担当宛に連絡すること。

(1) 日時

令和元年 5 月 17 日 (金) 14:00 ~

(2) 場所

復興庁岩手復興局 4階会議室
(岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル4階)

8. 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

質問は、上記6(4)の担当宛に文書(様式自由、ただし規格はA4版)により行うものとし、持参、郵送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする(電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

受付期間：令和元年5月15日(水) 9:00より
令和元年6月12日(水) 12:00まで

9. 審査に関する事項

(1) 企画提案会(ヒアリング)の開催

提出のあった企画提案について、外部有識者を含む委員による審査を踏まえて採択事業を決定するが、企画内容に不明な点がある場合等、委員からの要望に応じて以下の日時に企画提案会(ヒアリング)を実施する。

① 日時

令和元年6月14日(金) 午後を予定

※提案内容等を考慮し、対象となる提案者には後日上記6(4)の担当から連絡する。

※対象とならない提案者には連絡しない。

※参加は任意とするが、出席が難しい場合はその旨相談すること。

② 場所

復興庁岩手復興局 4階会議室

(岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル4階)

(2) 審査の実施

① 公募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に合致した優秀な企画提案書を選定する。

② 審査結果は、提出期限までに企画提案書を提出し、企画提案会に出席した全者に通知する。

10. 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、提出期限以降に提出を行った場合や企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

11. 契約の締結

(1) 企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、復興庁と契約関係を生ずるものではない。

(2) 選定された事業者は、通知後速やかに企画提案書を反映した形で復興庁と仕様書の確定を行うものとする。

(3) 支出負担行為担当官である復興庁会計担当参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

12. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、原則返却しないこととする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 採用された企画提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。